

利用者に対する対応

1.室内で地震が発生した場合（避難の必要がない場合）

1. 子供の安全確保のため、一か所に子供を集め、防災ずきん（布団などで代用可）をかぶせる。
2. 職員は速やかに子供の確認（人数・健康状態など）をし、あわせて火の始末、玄関ロック解除を行い管理者へ報告する。
3. 職員も同様に自身の安全確保（ヘルメット着用など）を行い、落ち着くまで施設内にて待機する。
4. いつでも避難できるように、非常口のロックを解除する。
5. 非常用ラジオをオンにして、情報収集をする。
6. あわせて、必要であれば避難用のお散歩カーを準備し、非常口前まで移動させる。
7. 避難用の持ち出しリュックの準備と、ヘルメット、防災ずきんの着用確認を行い、いつでも避難できるようにする。
8. 引き続き情報収集を行い、避難が必要でないと判断した場合は、管理者の指示で通常の支援に戻る。
9. 子供の確認（健康状態など）を行う。
10. 玄関のロック、及び施設に不備がないか確認をする。
11. 状況によって必要だと判断すれば、保護者に安否についての情報を流す。（メール、TEL、LINE）
同様に職員連絡LINEにおいても連絡する。
※状況に応じ保護者に対して、早めのお迎え要請を行う。

2.室内で地震が発生した場合（避難の必要がある場合）

1. 子供の安全確保のため、一か所に子供を集め、防災ずきん（布団などで代用可）をかぶせる。
2. 職員は速やかに子供の確認（人数・健康状態など）をし、あわせて火の始末、玄関ロック解除を行い管理者へ報告する。
3. 職員も同様に自身の安全確保（ヘルメット着用など）を行い、落ち着くまで施設内にて待機する。
4. いつでも避難できるように、非常口のロックを解除する。
5. 非常用ラジオをオンにして、情報収集をする。
6. あわせて、必要であれば避難用のお散歩カーを準備し、非常口前まで移動させる。
7. 避難用の持ち出しリュックの準備と、ヘルメット、防災ずきんの着用確認を行い、いつでも避難できるようにする。
8. 避難が必要と判断した場合は、速やかに脱出の準備を始める。この指示は、管理者が行う。
9. 管理者に指示された職員が、非常口を開け、送迎車を出入り口付近まで接近させる。
10. 準備が整い次第、順次子どもを送迎車に乗せる。
11. 職員は子供の緊急連絡先リストファイル・避難用のリュック・ラジオを携帯し、施設内に子どもが残っていないかを確認する。 ※携帯電話も携帯すること
12. 出発前に子供の点呼を行い、避難場所□グリーンピース・グリーンピースSwitch（北浜南小学校）
□グリーンピースⅡ（笠井小学校）へ移動する。避難場所の指定については状況を勘案して管理者が決定す
13. 避難場所に到着し、点呼、並びに健康状態のチェックを行う。
14. 避難場所到着後、可能な方法で、保護者、職員へ状況を報告する。
15. あわせて、災害伝言ダイヤル（171）へ録音を行う。

※避難場所で保護者へ子供の引き渡しを行う場合については、保護者の身元確認を徹底して行う。

※引き渡しのルールは、通常と同様とする。事前に保護者と連絡が取れていないにも関わらずイレギュラーの方へ引き渡しをすることは行わない。

3. 保育室外での保育中に地震が発生した場合

1. 建物などから出来る限り離れ、点呼及びに安全な場所に集めて、身をかがめさせる。
2. 一度揺れが静まったら職員は、建物の被災状況や余震による倒壊などに注意しながら、再度点呼・子供の健康状態等を確認する。あわせて施設へ連絡を取り、その後の対応について指示を受ける。
3. 施設へ戻る場合は、周囲の安全について十分に確認しながら帰所する。直接、避難場所へ移動する場合についても同様に、周囲の安全について十分に確認しながら移動を開始する。

※避難場所については、事前に決められた場所に向かう。(北浜南小学校) (笠井小学校)

・津波の危険性がある場合について

1. 津波の危険性がある場合は上記地震時の対応とともに、より高い場所へ避難する。

2. 津波は繰り返し襲ってくるため、波が落ち着くまで慎重に避難する。

(※津波がおさまり通常の状態に戻るまでにおよそ6時間から10数時間かかると言われている。津波警報が解除される、または行政の指導があるまでは避難所にとどまる。)

前述以外の対応について

- ・ 子ども達の安全の確保を最優先とし、原則として火事や津波などの危険がない限り及び著しい損傷がない場合は、施設内に待機し保護者のお迎えを待ちます。火災や差し迫った津波の危険がある場合は、避難場所へ移動します。

震災発生時の電話対応について

- ・ 安否確認の為の電話はいつでもお受けすることが可能です。しかしながら、子ども達の安全を優先している場合においては、お待たせすることもあるかと存じますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。その他、事業所では代表番号以外にも携帯がございますので、こちらに掛けてくださることも可能です。

(グリーンピース/町田友潤) 090-2688-6722 (グリーンピースII/辻村) 090-6527-8060

(グリーンピースSwitch/菅沼ひとみ) 090-2688-6722

- ・ 東日本大震災時においては、携帯ともに電話が繋がらず使用が困難な状況になりました。パソコンメールは比較的繋がりやすい状況もございましたので、緊急な連絡の場合は以下のアドレス宛てにご連絡をいただくことも可能です。しかしながら、こちらも子供の安全確保を最優先しますので返信に時間を要すこともあります。あらかじめご理解賜りますようお願い申し上げます。

Emailアドレス : gree20170225@gmail.com

風水害時の対応について

- ・ 頭にはヘルメットや防災ずきん。はき物は長靴よりも、ヒモで締められる運動靴をはかせます。
 - ・ はぐれないようお互いの体をロープで結んで避難します。職員は子どもから目を離さないこと。
 - ・ 冠水した場所を歩くときは、長い棒を杖代わりにして、水面下の安全を確認しながら歩きます。
 - ・ 子供には浮き輪などをつけさせて安全確保します。
 - ・ 歩ける深さは男性は約70cm、女性で約50cmまでとします。
 - ・ 水深が腰までであるようなら、無理をしないで高所で救助を待ちます。
- ・ 風水害避難所はグリーンピース、グリーンピースII、グリーンピースSwitch共に新原小学校です。

火災時における予防と対策

(1) 事前の環境整備

1. 避難訓練の実施（年/1回）

- ①火災状況を想定した訓練を実施する。
- ②消火訓練を実施する。【初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど】
- ③通報訓練を実施する。【消防署】（年/1回）
- ④避難通路・経路の恒常的確保をする。
- ⑤ 火災発生時における各職員の役割分担を取決める。

2. 保護者への事前連絡

- ①保護者へは、契約時に緊急時における施設の避難先を周知する。
- ②保護者からは、契約時に携帯電話番号などの緊急連絡先を聴取する。

3. 設置設備の点検等

- ①出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常作動しているか点検する。
- ②万一出火したときに備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③職員は、日常の環境を整備しておくとともに、日常の中で児童の行動特性をしっかりと把握しておく。

(2) 火災発生時の手順

1. 発生時の基本的な流れ

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火

2. デイサービス中に火災が発生した場合

- ①火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ②知らせを受けた職員は、速やかに管理者及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ④各職員は、管理者の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ⑤消防署への通報。
- ⑥児童の避難誘導（児童の人数把握及び管理者への報告）。
- ⑦地域住民・関係機関への連絡。
- ⑧落ち着いて行動することを心がけ、児童に動揺を与えないように努める。
- ⑨出火元・火のまわり具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する。
- ⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、児童の引き渡しをする。
（緊急連絡網及び名簿は必ず持って避難する。）
- ⑪火災により翌日以降デイサービスを行うことが困難な場合は、管理者より関係各所へ連絡し、今後の対応を早急に決定する。

土砂災害・河川の氾濫等に係る対応について。

- ・前兆現象や被害の情報を確認・入手した場合は速やかに浜松市など関係機関へ通報する。
- ・避難誘導班

土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、避難準備情報及び避難勧告等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所（浜名小学校・笠井小学校）へ誘導する。

- ・応急救護班

負傷者がいる場合は、負傷者に対して応急処置を行うとともに、必要に応じて救急車（119番）を要請するか、指定した医療機関、または近隣の医療機関に移送する。

警報時の対応について～台風・大雨・大雪・津波時の対応について～

暴風、大雨、洪水、大雪、津波等の警報、避難勧告が、遠州北、遠州南のどちらか一方に発令された場合の対応は原則、現在のところは以下の通りとします。

今後変更点がありましたら再度お知らせいたします。

暴風、大雨、洪水、大雪、津波警報・避難勧告が発令された場合

- ◎保護者の判断のもとに、利用するか、欠席するかを決める

暴風・大雨・洪水・大雪・津波警報が発令されている場合でも学校までのお迎えに行きますが、周辺情報において重大な危険が想定される状況の場合は、家族送迎をお願いします。

1.学校が休校になっていない場合

警報、勧告が発令されていない場合でも周辺情報において重大な危険が想定される状況等の場合は、家族送迎をお願いします。

※学校までのお迎えは行きますが、ご利用時間に関係なく早めのお迎えをお願いします。

2.学校が休校になっている場合

家族送迎をお願いします。

出欠席を必ずご連絡ください。

3.放課後利用中警報が発令され、警報が15時00分を過ぎても解除されない場合

状況により保護者の方のお迎えをお願いする場合があります。

4.その他

- ◎欠席について

保護者様の判断やご都合により欠席される場合は、欠席時対応加算がかかります。

避難、及び移送方法はすべての災害対応において、送迎車または徒歩とする。

<お願い>

学校が休校または、早めの下校となった場合には、必ずご連絡ください。

災害発生時は電話回線がつながりにくくなるのが想定されます。出来る限りLINE登録にご協力くださいますようお願い申し上げます。

グリーピース・グリーピースⅡのホームページ、ホームページ中の日々の様子にて情報発信しております。

各自、適宜ご確認をお願い致します。<https://www.greepeace.jp>

<警報の種類>

- ・暴風警報・大雨警報・洪水警報（波浪警報・高潮警報を含む）・大雪警報・津波警報・土砂災害警報
- ・避難勧告・避難指示

※但し、その時の状況等で、施設・事業所の運営に支障をきたす場合や、重大な危険が想定される場合には、上記の通りではありません。